

一関市監査委員告示第 013 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 12 月 27 日

一関市監査委員 小 川 四 郎
一関市監査委員 佐 藤 重
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

- 1 定期監査の結果の報告 令和元年 8 月 14 日付け監第 05007 号
- 2 対象部署及び事項 建設部建設整備課に係る【注意事項】
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり

建整第 06017 号
令和元年 9 月 27 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様
一関市監査委員 佐 藤 重 様
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 8 月 14 日付け監第 05007 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

建設整備課定期監査

（令和元年 5 月 31 日実施）

監査の結果	措置状況等 （措置の状況を具体的に記載のこと）
<p>【注意事項】 土地の売買契約に当たり、契約書の買収地地積の小数点以下の扱いについて、不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p>	<p>(1) 改善・是正の状況 本来の買収価格と契約額に差異が確認された方が 2 名いたので、事情を説明して不足分の支払いを申し出たところ、1 名の方は地権者が逝去されていたため、相続人より支払いに及ばずとの言質を頂いた。 もう 1 名の方は不足分の支払いを受けるということなので、不足分を支払った。</p> <p>(2) 事の原因 買収地地積の小数点以下については、東北地区用地対策連絡会が発行している共通仕様書において、「小数点以下第 3 位以下を切り捨て、小数点以下第 2 位とする。」と規定さ</p>

	<p>れているが、確認が不十分だった。</p> <p>(3) 今後の再発防止策の内容</p> <p>用対連の共通仕様書規定に基づいた契約書を作成して、契約・起票時には相互に担当者間でチェックすることとし、課内・係会議資料等に記した。また、課長及び係長は決裁の際に最終確認を行う。</p>
--	---